

専門委員会とりまとめ2026を踏まえた 制度改革の方向性（短期解約・特定関係法人）

令和8年10月28日
事 務 局

注：金額はすべて税抜き

赤字：規制見直し箇所（専門委員会とりまとめ2026）

2019年以前のモバイル市場

1. 端末購入の有無や端末の種類によって、通信料金割引の有無や程度が異なる

弊害

- ✓ 利用者は、料金プランを正確に理解できないため、**自らのニーズに沿って合理的な選択をすることができない。**
- ✓ 端末の購入や買い替えを頻繁に行う一部の者のみが恩恵を受けており、**利用者間の不公平**が存在する。

2. 人気端末や乗換えに対する過度な利益提供 (例：高額なキャッシュバック、0円端末 等)

弊害

- ✓ 通信料収入を原資として過度に割引等する競争慣行が続くことにより、**通信料金が高止まり。**
- ✓ 資金調達力がなく同様の販売手法をとることができない**新規参入者やMVNOが不利。**

3. 獲得した利用者に対する過度な囲い込み (例：高額な違約金、「2年/4年縛り」 等)

弊害

- ✓ 利用者に乗換えを躊躇させることで、**事業者間の競争が縮減。**

規律の導入：電気通信事業法第27条の3

規律対象の事業者が自社の利用者（新規契約者を含む）と通信サービスや端末購入等の契約を締結する際のルールを法・省令・運用ガイドラインで規定。

1. 規律対象の役務：主に携帯電話サービス ※ 相对契約等は対象外。

2. 規律対象の事業者 ※ ①～③の販売代理店も規律の対象

- ① MNO4社
- ② MNO4社の特定関係法人
- ③ 規律対象サービスの契約数シェアが4%を超える独立系MVNO (2026年7月現在、該当なし)

シェアが4%を超える者を規律対象とする (2026年7月現在、該当なし)

3. 規律対象の行為

(1) 利益提供 (通信サービスの継続利用を直接的・間接的に条件とする利益提供を含む)

- ① 端末の購入等（レンタル含む）や新規契約（乗換え含む）を条件とした

- 通信料金割引は原則禁止
- 通信料金割引以外の利益提供については
→ 継続利用を条件とする場合は一律禁止
→ 継続利用を条件としない場合は上限額を設定
(端末購入時は原則4万円まで、SIMのみ新規契約時は2万円まで)

事業者の自主的なホッピング対策を後押しする観点から、**最長1年間、分割での乗り換え特典の付与（通信料金割引を含む）を可能に**

後述の方針で、来年2月の施行を念頭に、見直しを進める

- ② ①を条件としない場合、契約継続期間に応じた利益提供に上限額を設定

利益提供の例

- 端末代金の値引き
- キャッシュバック、ポイント、商品券 等
- 市場価格を超える額での買取（差額分が利益提供）

本来の市場価値から大きく乖離した買取額とならないよう、**端末購入プログラムの残価率算出ルールを見直し。**

(2) 契約の解除を不当に妨げる行為

- 規律対象サービスの解約時の違約金は上限1000円
- 契約で拘束できる期間は2年まで 等

引き続き関係者の意見を聞きながら検討を進め、別途当委員会に報告

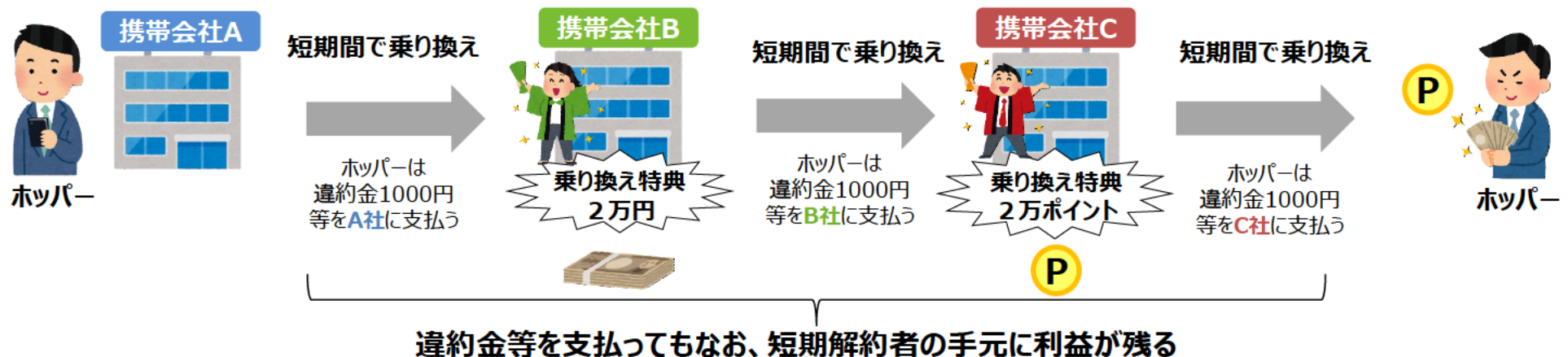
現状と課題

- ◆ 電気通信事業法第27条の3は、利用者が乗り換えて自分に合った通信サービスを選択しやすいよう、また、乗換え促進による通信サービス競争の活性化を目的として以下のルールを整備しているところ、乗換えがしやすい環境を悪用し、携帯電話会社が乗換え契約の際に付与するポイント等の特典を以て、乗換えを短期間で繰り返す行為（ホッピング）が発生。
 - ① 通信サービスの継続利用を直接的・間接的に条件とした乗換え特典付与を禁止。→ ルールの上限額の範囲で、乗換え契約時に特典を一括付与する商習慣に。
 - ② 通信サービス解約時の違約金は上限額1000円。→ 利益提供に比べて解約時にかかる違約金等の諸費用が小さく、解約者の手元に利益が残りやすい。
- ◆ 短期解約の主な問題点として、MNO・MVNOにおける事業運営上の損失や、解約による顧客流出を新規獲得で補うために販売現場が利用者に強引な販売をする場合がある点が挙げられている。しかし、ホッピング（特典のみを目的とする悪質な解約）かどうかは特定が困難。
- ◆ 現状でも携帯電話会社や販売代理店による自主的な取組（過去の一定期間内に乗換え特典を付与した利用者には再度の特典付与をしない等）が実施されているところ、自主的な取組に限界があることを理由に、関係者から規制の見直しを求める声が挙げられている。

評価・考え方

- ◆ ホッピングは、乗換えがしやすい環境を悪用し、乗換え特典を以て発生するものであるため、第一に、主に利益提供を行う主体であるMNOによる自主的な取組の徹底を求めることが適当。その上で、より競争制限的でない必要最小限の範囲で規制を見直すことが適当とし、短期解約対処の有効性と過度な囲い込み防止とのバランスを考慮し、最長12か月間、分割して乗換え特典を付与できるよう規制を緩和する。今後、自主的取組や規制緩和の効果を事後検証する。
- ◆ 一部の関係者からは、解約者の手元に利益が残らないようにすることでホッピングを抑止する観点から以下の規制見直し案も提案されたが、いずれも競争制限的な手段であるため現時点での採用は見送ることが適当。
 - ① 通信サービス解約時の違約金の上限額を引き上げる案：通信品質に不満を持ち解約した者など、善良な利用者も含めペナルティにより乗換えを妨げる。
 - ② 提供できる乗換え特典の上限額を引き下げる案：利益提供は健全な利用者の乗換えを促すための手段でもあり、各社の販売戦略の自由を狭める。

ホッピングの構造



とりまとめ2026の評価・考え方 - 27条の3における特定関係法人の規律

現状と課題

- ◆ **MNOによる規制の潜脱**（※1）**防止を目的として**、27条の3の規制対象サービスを提供しているMNOの特定関係法人であるMVNOは27条の3の規律対象となっている。独立系MVNOについては、MNOに対する相対的な競争力低下を理由として、2023年12月に規律対象基準を緩和し（規律対象サービスの契約数シェアが0.7%を超える→4%を超える）、現在、規律対象となる独立系MVNOが存在しないところ、主要な独立系MVNOよりも契約数シェアが小さい特定関係法人が一律に規律対象となり**MVNO事業者間の競争が公平ではない等を理由として、特定関係法人の規律対象も見直すべきとの要望があった。**

※1 27条の3の潜脱としては、特定関係法人であるMVNOが自ら提供する回線や端末を販売する際に、MNOから、割引原資に対する支援や回線・端末調達時の価格優遇等を受けることにより、27条の3で禁止されている水準を超えて端末割引や利益提供を行うケースが考えられる。

- ◆ 27条の3の規制導入当初（2019年）からの事情の変化として、契約数が大きかった特定関係法人やそのサービスの一部をMNOが吸収しており、また、独立系MVNOと特定関係法人の規律対象サービスの契約数シェアについては、独立系MVNOが漸増、特定関係法人が漸減。
- ◆ 規律対象の見直しにより特定関係法人が規律対象外となることについて、関係者（MNO、MNOの特定関係法人、独立系MVNO）からは、潜脱防止が必要との意見や、事後的に潜脱行為を確認し業務改善命令等で対処するだけでは不十分との意見が挙がった。

評価・考え方

- ◆ 27条の3導入当初からの事情の変化や、特定関係法人と独立系MVNOのシェアの推移、規制の最小化の方針に照らせば、**27条の3の規制の潜脱防止を前提とした上で、MNOの特定関係法人であることを理由として一律に27条の3の規律対象としている現行ルールを見直すことが適当。**これにより、MNOの特定関係法人であるか否かにかかわらず、規律対象サービスの契約数シェアが4%を超えるMVNOが27条の3の規律対象となり、**現在規律対象として指定されている特定関係法人は全て27条の3の規律対象外となる。**
- ◆ 潜脱防止のため、**27条の3運用ガイドラインにおいて、規制の潜脱の考え方**（潜脱の行為類型、該当する場合には電気通信事業法の業務改善命令の対象となりうる）**を明記**するとともに、潜脱が疑われる行為が発生した場合に**迅速に事後検証を行う仕組みを導入**する。
- ◆ グループ内優遇全般を検証対象とすることは、特定関係法人を27条の3の規律対象外とすべきかどうかの検討の議論の範疇を超えるものであり、グループ内優遇の状況については、市場検証委員会の検証状況（※2）を注視することが適当。

※2 電気通信事業法第30条の指定を受けた市場支配的な電気通信事業者（NTTドコモ）による一部の特定関係法人に対する不当な優遇の有無等の禁止行為規制の遵守状況等の確認に加え、指定対象となり得る未指定事業者についても接統の業務に関して知り得た情報の目的外利用を防ぐための対応等の概要について確認を行うこととされている。

※3 2023年12月に、基準を0.7%→4%に見直し。



1-1 専門委員会とりまとめ2026で示された方向性等（抜粋）

- 業界の自主的な対策を第一とした上で・・・自主的対策に加え、規制の見直しも行うことが適当である。
- 規制の見直しは、より競争制限的でない形で、必要最小限の範囲とすべきであることから、案1（※新規契約（乗換えを含む）を条件とした利益提供における継続利用条件の緩和）による見直しが適当である。
- 案1による規制の見直しにおいては、短期解約問題への対処としての有効性と過度な囲い込み行為の防止とのバランスを考慮した上で、緩和の程度を検討する必要がある。
- 「乗換えから一定期間経過後に特典を付与する」ことは引き続き禁止した上で、分割での利益提供に限り、最長1年間実施できるよう見直すことが適当である。
- 関連して、短期解約への対処としての有効性という観点からは、乗換え直後の特典一括付与を規制することも考えられるものの、関係者の自主的取組を第一とする方針や、競争制限的でない形で最小限の範囲で見直しを行うという方針に照らせば、現時点では規制しないことが適当である。
- 今般の見直しは分割付与に限って認めるものであるところ、例えば特典付与期間の後半や最終月に特典の大半を付与するような分割付与を許容すると、契約から一定期間後の利益提供を禁止する意義が損なわれる。必要最小限の規制としつつも規制の潜脱につながらないよう、関係者と協議をしながら、規制の見直しの詳細な制度設計を進めることが適当である。

1-2 制度見直しの詳細

(1) 対象範囲

① 見直しの内容

- 新規契約を条件とする利益提供（上限2万円）について、通信料金の割引・その他の利益提供のいずれについても、分割での利益提供が可能となるよう規制を緩和する

② 理由等

- 一部の関係者からは、端末の購入を条件とする場合の割引についても、緩和の対象に含めてほしい旨の意見があった。
- 短期解約問題対策の観点からは、新規契約を条件とする場合のみを緩和することで一定の抑止効果が期待されること、**「専門委員会とりまとめ 2026」**（以下、「とりまとめ」という。）において、規制の見直しは**「必要最小限の範囲とすべき」**とされたことも踏まえ、端末の購入を条件とする場合については、緩和の対象に含めないことが適当。

1-2 制度見直しの詳細

(2) 利益提供の方法（分割期間、分割単位、分割した場合の1回あたりの利益提供の額）

① 見直しの内容

- 分割の期間は、最長1年間とする
- 分割の単位は、1か月ごととし、3か月ごと、半年ごと等の利益提供は禁止
- 分割した場合の1回あたりの利益提供の額については、均等割（各月同額での利益提供）及び前半傾斜（2月目以降の各月の利益提供の額が、当該各月の前月の利益提供額を上回らない）を許容し、後半傾斜（2月目以降の各月の利益提供の額が、当該各月の前月の利益提供額を上回る）は禁止

② 理由等

- 関係者からは、一定のルールのもと後半傾斜を求める意見、後半傾斜や一定期間経過後の利益提供等、キャリアの柔軟な設計を認めるべきとする意見、後半傾斜は認めるべきでないとする意見があった。
- とりまとめにおいて、「特典付与期間の後半や最終月に特典の大半を付与するような分割付与を許容すると、契約から一定期間後の利益提供を禁止する意義が損なわれる」とされたことを踏まえると、分割での利益提供について、何らルールを設けずに認めることは適当ではない。
- 1か月を超える期間経過後の利益提供は、期間拘束の効果が高まることから、適当ではない。
- また、一定のルールのもと後半傾斜等を許容することについては、以下の理由から適当ではない。
 - ✓ 制度が複雑化すること
 - ✓ 後半傾斜等を許容する場合、そうでない場合と比して、期間拘束の効果が高まること
 - ✓ 1か月単位での前半傾斜又は均等割のみを許容した場合でも、短期解約問題への対策の観点からは一定の効果が期待されること
 - ✓ とりまとめにおいて、短期解約問題への対策は、業界の自主的な対策を第一とするとされたこと
 - ✓ とりまとめにおいて、今回の見直しは必要最小限の範囲で行うとされたこと

※ なお、とりまとめにおいて、「利益提供上限規制の在り方や継続利用の在り方の見直しは、27条の3の規制の在り方全体に関わる見直しとなるため、今般の短期解約問題への対処とは切り離し、今般設定した指標に照らして、今後見直しを検討することが適当である」とされたことを踏まえ、後半傾斜等を含めた、継続利用を条件とするより柔軟な利益提供の在り方についても、当該見直しの中で検討することもあり得る。

1 – 2 制度見直しの詳細

(3) 施行時期

① 見直しの内容

- 令和9年2月の施行を目指し、必要な準備を進める

② 理由等

- 施行時期については、短期解約抑止や商戦期を避ける観点から、新年度を待たずなるべく早期の施行を求める意見や、年度単位で影響・効果を検証するにあたり区切りがよいことから、新年度からの施行を求める意見があったところ、MVNOが踏み台の標的にされたり、販売現場の厳しいMNP獲得ノルマや利用者への強引な販売につながるなど、短期解約原因の作出者でない関係者が不利益を被っている実態があることや、MNOの自主的な取組だけでは限界があることから、来年度を待たずに制度見直しを実施するべく、上記方針のとおりとする。

(4) その他

① 見直しの内容

- いわゆるお試し割（最長6か月、1人1回に限り、上限2万円まで、新規契約を条件とする通信料金割引を許容するルール）については、今回の制度整備に伴い廃止

② 理由等

- お試し割については、今回の制度見直しの内容に包含されることとなるため、廃止することが適当。

現行の規制

端末販売	条件		利益提供の可否・上限額（金額は税別）	
			通信料金割引	その他の利益提供
端末の販売に際する	端末の購入等を条件とする （新規契約を条件とする場合を含む）	継続利用に当たる	禁止	禁止
		継続利用に当たらない		原則 4 万円まで※ （端末価格に応じて上限が変動） ※新規契約を条件とする利益提供と併用する場合、合計して原則4万円まで。 例外：ミリ波端末、廉価端末、不良在庫端末
	新規契約を条件とする （端末の購入等を条件とする場合を除く）	継続利用に当たる	原則禁止 例外：お試し割（最長6か月、2万円まで※） ※その他の利益提供と合計して原則2万円まで。また、端末の購入等を条件とする利益提供と併用する場合、合計して原則4万円まで。	禁止
		継続利用に当たらない		2 万円まで※ ※端末の購入等を条件とする利益提供と併用する場合、合計して原則4万円まで。
端末の販売に際しない	新規契約を条件とする	継続利用に当たる	原則禁止 例外：お試し割（最長6か月、2万円まで※） ※その他の利益提供と合計して2万円まで。	禁止
		継続利用に当たらない		2 万円まで

見直しの内容

- ・最長1年まで、分割付与による提供が可能となる。
（解約時に利益提供を終了できる）
- ・分割付与できる利益提供額は2万円まで※
（※端末の購入等を条件とする利益提供を併用する場合、合計して原則4万円まで。この場合も、端末の購入等を条件とする利益提供部分は引き続き分割不可。）
- ・通信料金割引も最長1年まで可能となる。

注：金額はすべて税抜き

今般の制度見直しにより可能となる利益提供のイメージ

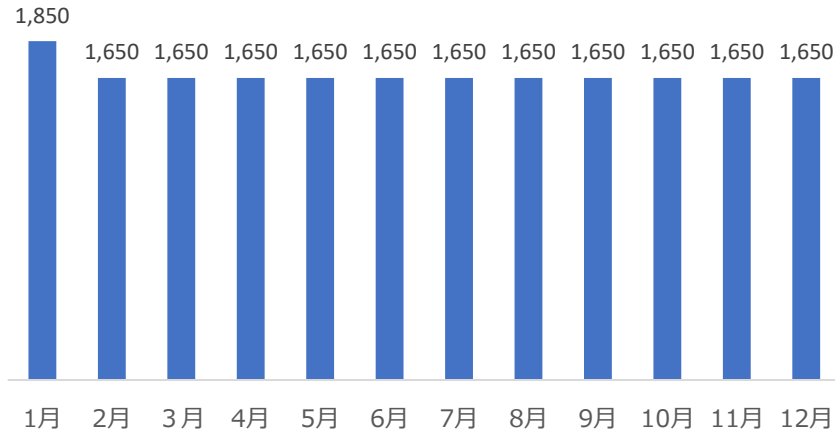
- 例えば、以下のような利益提供が可能。

金額は税別	2万円まで SIMのみの場合		原則 4 万円まで 端末を購入する場合	
	SIMのみの場合		端末を購入する場合	
最長1年間、分割提供 (解約時に利益提供を終了できる)	月1000円×12か月 (乗換え特典) 2万円まで			
端末割引 (端末の購入を条件とする利益提供)	—		20000円	
その他の利益提供 (一括提供 又は 解約時に利益提供を終了しない)			8000円	

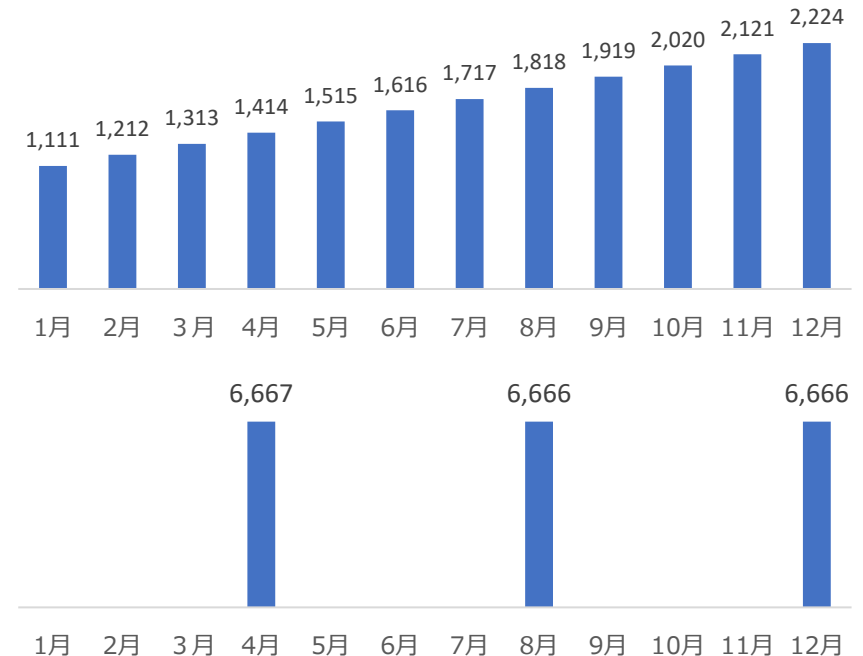
端末を購入する場合は、全体の利益提供可能額は原則4万円までとなり、分割提供額（解約時に利益提供を終了できる。2万円まで。）やその他の利益提供を除いた残りの枠内で利益提供が可能。

- 分割方法について、1か月単位での前半傾斜や均等割は可能。後半傾斜や、数か月分をまとめて提供することは禁止。

前半傾斜や均等割 : 可能



後半傾斜や数か月分をまとめて提供 : 禁止



2-1 専門委員会とりまとめ2026で示された方向性等（抜粋）

- 2019年の27条の3 導入当初から事情の変化（契約数が大きかった特定関係法人やそのサービスの一部をMNOが吸収）や、27条の3 対象サービスのシェアの推移（独立系MVNOが漸増、特定関係法人が漸減）、規制の最小化の方針に照らせば、27条の3 の規制の潜脱防止を前提とした上で、特定関係法人を27条の3 の規律対象外とすることが適当である。
- 特定関係法人を27条の3 の規律対象外とする場合は、27条の3 の規制の潜脱が疑われる行為を実効的に防止する仕組みを導入することが必要である。
- 27条の3 運用ガイドラインにおいて、規制の潜脱に該当する行為類型（割引原資に対する支援や回線・端末調達時の価格優遇等を受けることにより、27条の3 で禁止されている水準を超えて端末割引や利益提供を行う等）を列挙し、該当する場合には電気通信事業法の業務改善命令の対象となりうることを明示することは、・・・潜脱行為を事前に防止する抑止力になると考えられる。
- ガイドラインに規制の潜脱に該当する行為類型を列挙することが抑止力にはなる一方、27条の3 の規律対象外となった特定関係法人が、27条の3 で禁止されている水準を超えて利益提供等を実施している場合に、それが親会社であるMNOからの「割引原資に対する支援や回線・端末調達時の価格優遇等」のグループ内優遇を受けた結果であるか否かを他事業者が見分けることは、必ずしも容易ではない。
- この点、事後検証を迅速に行う仕組みとして、例えば、他事業者からの検証要望を受け付け、当委員会において検証の合理性が認められた場合に該当事業者に対して説明を求める等の仕組みを導入することによって、仮に潜脱行為が発生した場合にも、事後検証の実効性が高まると考えられる。

（次ページへ続く）

2-1 専門委員会とりまとめ2026で示された方向性等（抜粋）

- 潜脱行為が行われていないか確認するために、例えば、市場検証委員会の市場検証における「未指定事業者に対するグループ内事業者への優先的な取扱い等についての把握・検証」の手法を参考にしつつアンケートを通じた情報収集を行うことや、接続政策委員会におけるモバイル・スタックテストを参考に、他事業者からの検証要望を踏まえ、当委員会において検証の合理性が認められた場合に該当事業者に対して説明を求めるといった手法が考えられるのではないかな。
- その上で、潜脱行為が認められた場合には業務改善命令等により是正を求めることで、公正競争上の懸念に対処することが可能と考えられるのではないかな。また、潜脱行為に関与した特定関係法人については、27条の3の規律の適用対象として再度指定することも考えられるのではないかな。
- 27条の3の潜脱がグループ内優遇を受けた結果であるか否かを、他事業者が見分けることは必ずしも容易ではないと考えられることから、透明性向上のためには、特定関係法人に対する回線・端末の提供条件や直接的な資金提供等、27条の3の潜脱につながりうるグループ内優遇の有無について、MNOに対して総務省への報告を求めることも考えられる。
- KDDIは、二種指定設備を用いた卸電気通信役務の提供に関する総務省への届出の仕組みを活用して、卸先の特定関係法人に対する直接的な資金提供や、不当な価格での回線・端末の卸提供の有無等、MNOによるグループ内優遇の有無を総務省が確認する仕組みを提案しているところであるが・・・潜脱防止の実効性やMNOの報告負担の観点から、過剰な規制にならないよう慎重に考えるべきである。
- グループ内優遇については、本委員会の親会である市場検証委員会において、電気通信事業法第30条の指定を受けた市場支配的な電気通信事業者（NTTドコモ）による一部の特定関係法人に対する不当な優遇の有無等の禁止行為規制の遵守状況等の確認に加え、指定対象となり得る未指定事業者についても接続の業務に関して知り得た情報の目的外利用を防ぐための対応等の概要について確認を行うこととされており、これらの検証状況を注視することが適当である。

2-2 制度見直しの詳細

(1) 見直しの方向性

① 見直しの内容

- 27条の3の規制の潜脱防止を前提とした上で、MNOの特定関係法人であることを理由として一律に27条の3の規律対象としている現行ルールを見直し、MNOの特定関係法人であるか否かにかかわらず、規律対象サービスの契約数シェアが4%を超えるMVNOを、27条の3の規律対象とすることとする（これにより、現在規律対象として指定されている特定関係法人は、現時点においては、全て27条の3の規律対象外となる。）

② 理由等

- とりまとめに記載のとおり、2019年の27条の3導入当初から事情の変化（契約数が大きかった特定関係法人やそのサービスの一部をMNOが吸収）や、27条の3対象サービスのシェアの推移（独立系MVNOが漸増、特定関係法人が漸減）、規制の最小化の方針に照らせば上記のとおりとすることが適当。

2-2 制度見直しの詳細

(2) 規制の潜脱防止

① 見直しの内容

(事前抑止)

- 27条の3 運用ガイドラインに規制の潜脱に該当する行為類型を列挙する
- より具体的には、27条の3の規律対象外となった特定関係法人であるMVNOが、27条の3で禁止されている水準を超えて利益提供（高額な端末販売、MNP還元等）等を実施している場合に、それが親会社であるMNOからの不当なグループ内優遇を受けた結果である場合は、規制の潜脱に該当する。想定される行為類型としては、例えば、以下を想定。
 - ✓ MNOが、当該MNOの特定関係法人であるMVNOに対して資金提供を行い、当該MVNOが、これを原資として、27条の3で禁止されている水準を超える利益提供を実施
 - ✓ MNOの特定関係法人であるMVNOが、回線や端末を当該MNOから調達する際に、当該MNOが、当該MVNOに不当に優遇した価格でこれらを提供し、これにより、当該MVNOが、27条の3で禁止されている水準を超える利益提供を実施
 - ✓ MNOが、当該MNOの店舗やオンラインチャネル等を、当該MNOの特定関係法人であるMVNOに対して、不当に優先的な形で、本来支払うべき対価の支払いを求めないこと等を実施し、当該MVNOが本来負担するはずであった費用等を著しく低減させる等して、これにより、当該MVNOが、27条の3で禁止されている水準を超える利益提供を実施

(次ページへ続く)

2-2 制度見直しの詳細

(事後検証)

- 規制の見直し後のルールの実行後、一定期間経過後に、例えば、以下の検証を実施する
 - ✓ 市場検証委員会の市場検証における「未指定事業者に対するグループ内事業者への優先的な取扱い等についての把握・検証」の手法を参考にしつつ、関係事業者等へのアンケート等を通じた情報収集を実施し、潜脱行為の有無等について確認を行う
 - ✓ 接続政策委員会におけるモバイル・スタックテストを参考に、関係事業者等からの検証要望を踏まえ、専門委員会において検証の合理性が認められた場合に、該当事業者に対して説明を求める
- 以上の検証等により、潜脱行為が認められた場合には、業務改善命令等により是正を求めることで、公正競争上の懸念に対処することを検討
- 潜脱行為に関与した特定関係法人については、当該行為の態様等を踏まえつつ、27条の3の規律の適用対象として再度指定することも検討
- 加えて、市場検証委員会における、電気通信事業法第30条の指定を受けた市場支配的な電気通信事業者（NTTドコモ）による一部の特定関係法人に対する不当な優遇の有無等の禁止行為規制の遵守状況等の確認や、指定対象となり得る未指定事業者における接続の業務に関して知り得た情報の目的外利用を防ぐための対応等の概要についての確認を行うこととされており、専門委員会においても、これらの検証状況を注視する。

② 理由等

- とりまとめに記載のとおり、特定関係法人を27条の3の規律対象外とする場合は、27条の3の規制の潜脱が疑われる行為を実効的に防止する仕組みや、事後検証を迅速かつ実効的に行う仕組みを導入することが適当であると考えられることから、上記のとおりとすることが適当。

2-2 制度見直しの詳細

(3) 施行時期

① 見直しの内容

- 令和9年2月の施行を目指し、必要な準備を進める

② 理由等

- 2019年の27条の3導入当初からの事情の変化等を踏まえ、速やかに制度を見直すため、上記のとおりとすることが適當。